

第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が本件異議申立ての対象となった行政文書について、不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 開示の請求

異議申立人は、平成22年9月13日、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号）第6条の規定により、実施機関に対し、広島県西部建設事務所東広島支所が管轄している地域の砂防指定地内河川（以下「砂防河川」という。）の全てについて、その「砂防設備概要図」に「BOXカルバート」と表示されている地点（以下「本件地点」という。）に関する次の（1）及び（2）に掲げる文書の開示の請求（以下「本件請求」という。）をした。

- （1）「砂防指定地内の河川における橋梁等設置基準」の「暗渠」の項目に明記されている「止むを得ず使用する場合には、下図の基準に基づき管理部分を付加するものとする。」という条件に従って、本件地点をBOXカルバートにしたことがやむを得なかった理由について記載されている文書及び本件地点のBOXカルバートに付加した管理部分の状況（幅や高さの数値を含む。）について記載されている文書
- （2）実際にはBOXカルバート方式を採用しているにもかかわらず、砂防設備概要図に記載していない場合は、その記載していない理由が分かる文書（以下「本件請求文書」という。）

2 本件請求に対する決定

実施機関は、1（1）の文書について、行政文書開示決定を行い、本件請求文書については、対象となる文書を作成又は取得していないため、不存在であること理由に不開示とした決定（以下「本件処分」という。）を行い、それぞれ平成22年11月12日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成23年1月4日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号。平成26年法律第68号による改正前のもの）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、本件請求文書を開示するよう求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書で主張している本件異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

本件処分は、本件請求文書の存在を隠匿した不当なものである。

実際には存在しているが砂防設備概要図にはその事実を記載していない場合が多く、その記載していない理由が明記されている文書は必ず存在していると思料されることから、本件請求文書を適正に開示するよう要求する。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書で説明する本件処分を行った理由は、次のとおりである。

県の管理する砂防設備は、砂防法（明治30年法律第29号）第11条の2により、砂防指定台帳及び砂防設備台帳（以下「台帳等」という。）を整備して管理するよう定められ、砂防指定地台帳等整備規則（昭和36年建設省令第7号）により作成されている。

この台帳等の整備図書には砂防設備の位置、種類、構造及び数量を記載することとされており、砂防設備でないBOXカルバートについては、必ず記載するようには定められていない。

また、記載していない理由についても管理すべき砂防設備ではないものについて文書にして書き置く必要もないため、異議申立人が主張する文書は作成していない。

第5 審査会の判断

1 本件請求について

本件請求は、西部建設事務所東広島支所が砂防設備の管理のために作成している砂防設備概要図に「BOXカルバート」と記載されている地点に関して、当該地点に設置されているBOXカルバートに係る文書の開示を求めるとともに、実際にはBOXカルバートが存在しているにもかかわらず、砂防設備概要図に記載されていない場合には、本件請求文書の開示を求めるものである。

実施機関は、本件請求文書を作成又は取得していないため、不存在を理由とする本件処分を行った。

これに対して異議申立人は、本件請求文書は必ず存在すると思料されると主張していることから、以下、その存否について検討する。

2 本件処分の妥当性について

実施機関は、本件処分について、砂防設備概要図を作成する際、本件請求文書に該当する文書を作成することになっていないため、保有していない旨説明する。

当審査会において、実施機関に対し、実際にはBOXカルバート方式を採用しているにもかかわらず、砂防設備概要図に記載されていない場合について確認したところ、次のとおり回答があった。

砂防設備とは、砂防法（明治30年法律第29号）第1条の規定により砂防指定地

において治水上砂防の為施設するものをいうとされており、本県における砂防設備とは、実施機関が設置した治水砂防のための設備・施設をさす。そして、砂防設備概要図とは、実施機関が定める「砂防設備台帳作成要領」に基づいて作成する図面であり、この概要図1枚で、砂防河川内の砂防設備の位置、主要諸元、設備状況等の全体像が把握できるようにするものである。

砂防設備概要図の作成に当たっては、現地調査も行うこととされていることから、砂防設備概要図作成業務の受託業者による現地調査の結果、対象の砂防河川にBOXカルバートが存在する場合、受託業者によって砂防設備台帳に記載されていないBOXカルバートが当該概要図に記載されることがある。

上記のとおり、砂防設備とは、治水砂防のための設備・施設をさすが、砂防河川については、開渠での管理が原則であり、暗渠となるBOXカルバートは例外的な設備といえる。砂防設備概要図には記載されていないが、実際には存在するBOXカルバートも、基本的には地形・地質等の諸条件によりやむを得ず設置された砂防設備以外の施設・設備である。

この砂防設備以外のBOXカルバートは、占用等許可を受けているBOXカルバート、実施機関が補償工事（砂防河川の改修等を行う際、既設の橋梁等を付け替える工事をいう。）で設置したBOXカルバート、実施機関、市町の道路整備担当部署が県道、市町道として設置したBOXカルバート及び砂防指定地として指定される前から設置されていたBOXカルバートと考えられるが、砂防設備を管理するために作成する砂防設備概要図に、砂防設備ではないBOXカルバートが記載されていないことについて、特にその理由を整理する必要はない。

以上の実施機関の説明に不合理な点は認められないから、実施機関が、本件請求文書を作成又は取得していないとして、不存在を理由とする本件処分を行ったことは妥当である。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも上記判断を左右するものではない。

4 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
20. 5. 27	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問を受けた。
20. 6. 11	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
20. 7. 4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施機関から理由説明書を収受した。
20. 7. 23	<ul style="list-style-type: none"> ・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
21. 6. 30	<ul style="list-style-type: none"> ・ 異議申立人から意見書を収受した。
30. 12. 21 (平成30年度第9回第1部会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問の審議を行った。
31. 1. 28 (平成30年度第10回第1部会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

井 上 嘉 仁 （ 部 会 長 ）	広島大学大学院准教授
内 田 喜 久	弁護士
横 山 美 栄 子	広島大学教授